

## 平成29年2月定例県議会付議案

議案第 1号 平成29年度鳥取県一般会計予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算

議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算

議案第 5号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

議案第 10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算

議案第 11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

議案第 12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

議案第 13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算

議案第 14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算

議案第 15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

議案第 16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算

議案第 17号 同 鳥取県営電気事業会計予算

議案第 18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算

議案第 19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算

議案第 20号 同 鳥取県営病院事業会計予算

議案第 21号 平成28年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 22号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算

議案第 23号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 24号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

議案第 25号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第26号 同

鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第27号 同

鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

議案第28号 同

鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第29号 同

鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第30号 同

鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第31号 同

鳥取県営病院事業会計補正予算

### 議案第32号 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部改正について（県民課等）

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の一部が改正され、個人情報の定義の明確化が行われたこと及び行政機関等が保有する個人情報を加工して特定の個人を識別することができないようにした非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

#### （概要）

- ①個人情報の定義に、特定の個人を識別することのできる符号が含まれるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人が識別できることとなるものを加える。
- ②収集等を制限する思想、信条及び信教に関する情報等の機微な内容を含む個人情報は、行政機関個人情報保護法に規定する要配慮個人情報とする。
- ③実施機関が非識別加工情報を民間事業者に提供する仕組みに関する規定を設ける。
- ④事業者が取り扱う個人情報の保護に関する知事の事務を廃止する。

[平成29年5月30日施行ほか]

### 議案第33号 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について（とっとり暮らし支援課）

鳥取県中部地震の発生、人口減少社会の到来及び人口減少対策の取組状況に鑑み、中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる災害に強い安全な地域づくりを進めるとともに、人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり及び人口減少に歯止めをかける地域づくりを強力に推進するため、所要の改正を行うものである。

#### （概要）

- ①中山間地域の振興に関する基本方針に、中山間地域の振興は、農林地、宅地、その他の土地及び建物等の適正な保全管理及び有効活用が図られるよう推進されなければならないことを加える。
- ②県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針に客観的指標を設定することとし、その達成状況を毎年度検証しながら対策を行うものとする。
- ③県、市町村及び県民等が重点的に取り組む施策として、次に掲げる施策を加える。
  - ア 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進に関する施策
  - イ 移住の推進等による新たな人の流れの創出に関する施策
  - ウ 子育て環境の整備及び確保に関する施策

[平成29年4月1日施行]

### 議案第34号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課等）

- ①鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。
- ②鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金、鳥取県介護職員待遇改善等臨時特例基金、鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金、鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金、鳥取県自死対策緊急強化基金及び鳥取県授業料減免・奨学金等基金は、廃止する。

[平成29年4月1日施行]

### **議案第35号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

雇用保険法の一部が改正され、雇用保険（失業等給付）の対象者に「65歳以降に新たに雇用された者」が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

### **議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と育児の両立支援制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①非常勤職員の育児休業に係る雇用継続の見込みの要件を、子が1歳6か月（現行 2歳）に達する日までに緩和する。
- ②再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年を経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情を定める規定について、所要の整備を行う。

[公布施行]

### **議案第37号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）**

職員を派遣することができる公益的法人等に公益財団法人日本オリンピック委員会を追加するものである。

[平成29年4月1日施行]

### **議案第38号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率推進課）**

平成29年度の組織改正等に伴い、部局の所掌事務等の見直しを行うものである。

[平成29年4月1日施行]

### **議案第39号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）**

平成29年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直し等を行うものである。

(概要)

- ・知事部局 6人減
- ・学校職員 49人減 ほか

[平成29年4月1日施行]

### **議案第40号 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について**

**(業務効率推進課)**

公の施設における指定管理者制度のより的確な運用を図るため、引き続き公募によらずに指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめ審査委員会を開催し、その適否を検討するものである。

[公布施行]

## 議案第41号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課等）

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県規制改革会議など3の附属機関を設置するとともに、鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会など96の附属機関を鳥取県職業能力開発審議会など9の附属機関に統合する。
- ②鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会など4の附属機関を廃止する。
- ③鳥取県地震防災調査研究委員会及び鳥取県いじめ問題検証委員会の調査審議する事項を改める。

[平成29年4月1日施行]

## 議案第42号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（業務効率推進課、地域振興課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を自ら利用し、又は他の機関に提供することができる事務について追加するとともに、住民基本台帳による本人確認情報を利用することができる事務等について、特定個人情報を利用することができる事務を追加するものである。

(概 要)

- ①特定個人情報の利用ができる事務について、次に掲げる事務を追加する。
  - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
  - イ 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務
- ②知事又は教育委員会が保有する特定個人情報を利用することができる事務及び特定個人情報を追加する。
- ③知事又は教育委員会がそれぞれ提供することができる事務及び特定個人情報を追加する。
- ④住民基本台帳による本人確認情報を利用することができる事務等について、特定個人情報を利用することができる事務を追加する。

[公布施行ほか]

## 議案第43号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について（地域振興課等）

工場立地法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の事務が町村の事務とされたこと及び事務処理の効率化を図るため、市町村に移譲する事務を整理したことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①工場立地法に係る移譲事務は、廃止する。
- ②次の事務は、市町村に移譲しないこととする。
  - ア 県費負担教職員に係る児童手当法に基づく事務
  - イ 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務

[平成29年4月1日施行ほか]

## 議案第44号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について（障がい福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労継続支援A型に係る指定基準のうち、サービスの提供に当たって利用者に事前に説明すべき重要事項として、生産活動の内容並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃に関する事項を加える等、所要の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

## 議案第45号 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

(子ども発達支援課)

児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後等デイサービスに係る従業員の配置について、指導員を児童指導員に改めるとともに、障害福祉サービス経験者を対象に加える等、所要の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

## 議案第46号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

子育て支援の一環として、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、妊婦又は同居する者に妊婦がいる者を追加する等、所要の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

## 議案第47号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）

企業立地や雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の加算措置等を見直すものである。

(概要)

- ①製造業等に係る企業立地事業のうち、常時雇用労働者が30人以上増加する場合の企業立地事業補助金について、投下固定資産額に係る補助金の補助率を100分の10（現行 20億円以下の金額については100分の10、20億円を超える金額については100分の15）とする。
- ②本社機能の移転を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を、大都市圏又は大規模災害が発生した地域若しくは南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念される地域（現行 大都市圏）からの移転に拡充する。
- ③著しい雇用増を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を廃止する。

[平成29年4月1日施行]

## 議案第48号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課、住まいまちづくり課）

受益と負担の公平の確保を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、新たに実施することとなった事務に係る手数料を新たに設ける等、所要の改正を行うものである。

(設定)

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務

区分	標準入力法の場合	簡易評価法の場合
非住宅部分（工場等以外）	214,000円～820,000円	82,000円～409,000円
非住宅部分（工場等）	21,000円～216,000円	18,000円～207,000円

低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務

区分	簡易評価法の場合
非住宅部分	82,000円～413,000円

[平成29年4月1日施行]

## 議案第49号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の増員を行うものである。

(概要)

現行 1,230人 → 改正後 1,231人 (+1人)

[平成29年4月1日施行]

## 議案第50号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

中央病院の建替えに向けた体制整備及び厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医療技術員の増員を行うものである。

(概要)

現行 1,226人 → 改正後 1,256人 (+30人)

[平成29年4月1日施行]

## 議案第51号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築）の 締結について（水産課）

工事名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区建築）

工事場所：境港市昭和町

契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（1工区）（建築）美保テクノス・金田工務店・リンクス特定建設工事共同企業体

契約金額：1,684,800,000円

工事完成期限：平成31年4月30日

## 議案第52号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区建築）の 締結について（水産課）

工事名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区建築）

工事場所：境港市昭和町

契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業1号上屋新築工事（2工区）（建築）美保テクノス・平田組・竹田工務店特定建設工事共同企業体

契約金額：1,548,720,000円

工事完成期限：平成31年4月30日

## 議案第53号 財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権 福祉センター用地）について（人権・同和対策課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市幸町151番地	土地	1,494.13m <sup>2</sup>

貸付期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

貸付金額：鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額

減額貸付理由：同和問題の早期解決を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

## 議案第54号 財産を減額して貸し付けること（大谷団地敷地）について（住まいまちづくり課）

相手方：鳥取県住宅供給公社

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市大谷町181番1	土地	4,627.83m <sup>2</sup>

貸付期間：平成29年4月1日から平成39年3月31日まで

貸付金額：国有資産等所在市町村交付金相当額

減額貸付理由：住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃で共同住宅を供給する鳥取県住宅供給公社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

## 議案第55号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県建設技術センターの建物及び用地）について

(技術企画課)

相 手 方：公益財団法人鳥取県建設技術センター

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
倉吉市福庭町二丁目 23 番地	土 地	8, 169. 98 m <sup>2</sup>
ほか4筆	建 物	3, 161. 19 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

貸 付 金 額：当該土地及び建物に係る国有資産等所在市町村交付金法第 2 条により交付すべき市町村交付金の額に県が加入する当該建物に対する損害保険料の額を加えた額

減額貸付理由：公共工事の適正かつ円滑な実施を図るために、当該土地及び建物を利用して建設技術研修、技術支援事業等を行う公益財団法人鳥取県建設技術センターに対して、当該土地及び建物を減額して貸し付けようとするものである。

## 議案第56号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

相 手 方：米子市

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
米子市新開一丁目 1400 番 16	土 地	241. 00 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

## 議案第57号 損害賠償請求事件に係る和解について（税務課）

和解の相手方：北栄町 企業

和 解 の 要 旨：①県は、解決金を和解の相手方に支払わない。

②県は、和解の相手方が地方税法第 13 条の 2 第 1 項に規定する線上徴収の要件を充分に満たすことを確認する前に、線上徴収に係る納期限変更告知書を和解の相手方に呈示したことを認め、必要のない納期限の変更によって早期に県税の納付を強いたことについて遺憾の意を表す。

③和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

④訴訟費用は、各自の負担とする。

概 要：平成 27 年 10 月 15 日、鳥取県中部県税事務所所属の職員が和解の相手方に対して、地方税法に規定する線上徴収の要件を満たしているか充分な調査をすることなく線上徴収を行ったものとして、和解の相手方から慰謝料等の支払いを求める訴えを提起されたものである。

## 議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和 解 の 要 旨：県は、損害賠償金 3, 541, 051 円を和解の相手方に支払う。

概 要：鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、左足関節外踝に生じた褥瘡潰瘍の治療実施において、関節内への感染波及を予防する処置が十分でなかったため、化膿性足関節炎を生じ、長期にわたる治療を要したものである。

## 議案第59号 関西広域連合の公平委員会の事務の受託に関する規約を定める協議について（広域連携課）

関西広域連合から、公平委員会の事務を鳥取県に委託する協議があつたので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第60号 地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の受託に関する規約を 定める協議について（情報政策課）

地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する市町村の事務の一部を県が受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第61号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、出資の認可に関する規定等が追加されたことに伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局（公募）

指 定 の 期 間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 議案第63号 県道の路線の認定（福部岩美線）について（道路企画課）

福部岩美線（起点：鳥取市福部町、終点：岩美郡岩美町）を認定するものである。

## 議案第64号 県道の路線の廃止（本泉大瀬線）について（道路企画課）

三朝町へ管理移管することとなったため、本泉大瀬線（起点：東伯郡三朝町大字本泉、終点：東伯郡三朝町大字大瀬）を廃止するものである。

## 議案第65号 県道の路線の変更（鳥取福部線）について（道路企画課）

次のとおり、県道の路線を変更するものである。

路線名	現行	変更後
鳥取福部線	起点：鳥取市東品治町 終点：鳥取市福部町細川	起点：鳥取市東品治町 終点：鳥取市福部町湯山

## 議案第66号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

(農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、平成29年度から地域ため池総合整備事業（防災ため池及び地震対策ため池）及び県営用排水施設等整備事業（大沢川地区）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
地域ため池総合整備事業（防災ため池及び地震対策ため池）	
(1) 中山間地域	工事費の100分の11に相当する額
(2) (1)以外のもの	工事費の100分の16に相当する額
県営用排水施設等整備事業（大沢川地区）	工事費の100分の25に相当する額

## 議案第67号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について (県産材・林産振興課)

平成29年度から県営林業専用道の整備を実施するため、地方財政法の規定に基づき市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
林業専用道開設事業（利用区域の森林面積が500ヘクタール以上のもの）	工事費の10分の2.13に相当する額

## 議案第68号 負担付きの寄附を受けることについて（博物館）

寄附財産の修復等を条件として、宗教法人興國寺から申込みがあった寄附を受けることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

寄附者：宗教法人興國寺

寄附の内容：下表のとおり

品名	数量
土方稻嶺筆 興國寺書院襖絵	22枚38面

寄附の条件：①県は、寄附財産を受領した際は、適切に保存・活用するため、速やかにその全面を修復すること。  
②県は、寄附財産を展示し、又は図録等に掲載するときは、寄附者伝来の品である旨を表示すること。

## 議案第69号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：岸本 信一 税理士

## 議案第70号 鳥取県税条例等の一部改正について（税務課）

平成29年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①自動車取得税

エコカー減税について、適用となる燃費基準を段階的に見直した上で、2年間延長する。

②自動車税

グリーン化特例（軽課）について、適用となる燃費基準を見直した上で、2年間延長する。

③不動産取得税

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家の課税標準の特例措置（現行1/2に軽減）について、条例で定める軽減割合（1/3から2/3までの間で独自に設定）とされたことを受け、本県における軽減割合を2/3と定める。

④その他

消費税率引上げ時期の延期に伴い、次に掲げる事項について施行日等を変更する。

事項	変更前	変更後
地方消費税率の引上げ時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
自動車取得税の廃止時期並びに自動車税環境性能割及び種別割の導入時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
法人県民税法人税割の税率改正の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
地方法人特別税（国税）の廃止に伴う法人事業税への復元の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
住宅ローン減税措置の適用期限	平成31年6月30日	平成33年12月31日

[平成29年4月1日施行ほか]

## 報 告 事 項

### 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

#### (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年12月29日専決）（環境立県推進課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 85,892 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年10月27日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（原子力防災車）を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

#### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年12月29日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 境港市 企業

乙 境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 190,598 円（県過失 8割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成28年6月27日、和解の相手方乙が、四十曲トンネル内を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で走行中、トンネル上部から垂れ下がっていた照明灯の部品に衝突し、同車両が破損したものである。

#### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年12月29日専決）（道路企画課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 200,000 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年9月19日、和解の相手方が、主要地方道米子境港線を軽乗用自動車で走行中、腐食により倒れてきた道路照明灯に衝突し、同車両が破損したものである。

#### (4) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（平成29年1月13日専決）（住まいまちづくり課）

母子保健法の一部改正に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

#### (5) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年1月13日専決）

（人権教育課）

相 手 方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

#### (6) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成29年1月13日専決）

（人権教育課）

相 手 方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

## (7) 損害賠償に係る和解について（平成29年1月19日専決）（環境立県推進課）

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失3割）

事故の概要：平成28年10月25日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

## (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月20日専決）（観光戦略課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金24,851円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年10月23日、観光戦略課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

## (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月20日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金82,015円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年9月16日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線に車線変更した際、左後方の安全確認が不十分であったため、外側車線で停止していた和解の相手方使用の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

## (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月23日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金206,744円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年10月22日、八橋警察署の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場に駐車して降車した際、サイドブレーキを掛けることを怠ったため後退し、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

## (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月23日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金38,890円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年8月20日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、停車していた道路脇から車両を発進させようとした際、右方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方と接触し、同人が負傷したものである。

## (12) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（平成29年1月28日専決） (人事企画課)

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の整理を行うものである。

[公布施行]

**(13) 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
の一部改正について（平成29年1月28日専決）（青少年・家庭課、警察本部生活安全企画課）**

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

**(14) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（平成29年1月30日専決）（人事企画課）**

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の整理を行うものである。

[平成29年4月1日施行]

**(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月30日専決）（農地・水保全課）**

和解の相手方：甲 鳥取市 企業  
乙 大阪市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,352 円（県過失1割5分）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成28年5月26日、農地・水保全課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月30日専決）**

**（道路建設課、道路企画課）**

和解の相手方：甲 大阪市 企業  
乙 東京都新宿区 企業  
丙 大阪府守口市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 189,540 円（県過失10割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成28年5月22日、和解の相手方丙が、主要地方道倉吉江府溝口線を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する普通乗合自動車で走行中、道路改修により生じた路面勾配の一部不具合により、同車両の前下部が路面に接触し、同車両が破損したものである。

**(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成29年1月31日専決）（西部総合事務所）**

和解の相手方：甲 米子市 企業  
乙 米子市 企業  
丙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 285,120 円を甲に、366,865 円を乙に、206,800 円を丙に、それぞれ支払う。（県過失10割）

事故の概要：平成28年11月6日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている小型乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路左側の側溝に脱輪したはずみで、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型乗用自動車が、和解の相手方乙所有の小型貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(18) 工事請負契約 ((仮称) 八橋警察署庁舎等新築工事 (庁舎棟・建築)) の締結についての議決の一部変更について (平成29年2月1日専決) (警察本部会計課)**

設計時に想定していなかった埋設物の撤去等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：現行 636,424,560 円 → 変更後 639,964,800 円 (3,540,240 円の増)

**報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について (産業振興課)**

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成29年1月1日現在 51人

**報告第3号 長期継続契約の締結状況について**

件 数 新規 8件